**憲法９６条・「憲法の改正条項」の先行改正を！**

　　　　　　　　　　２０１１年４月２５日

**１、「日本国憲法」と「占領憲法」混交の矛盾解決を！**★１９４６年（昭和２１年）１１月３日に公布された、現行憲法は今年で６５歳になる。昭和２１年の日本は言うまでも無く、終戦直後で国家の真の主権はなく、ＧＨＱ占領軍に完全支配された状態であり、東京、広島、長崎、沖縄等など日本全土が、本年２０１１年の「３．１１東北・関東大震災」・「東日本大震災」直後の披災地域を拡大した様な日本全土で有ったのである。  
事実２０年３月の東京大空襲では１２万人が死亡し２００万世帯が消失している。沖縄戦では２２万人が死亡。広島、長崎だけでも２１万人以上が死亡し、その後の被ばく後遺症で７万人以上、合計２８万人以上が死んでいるのであります。国家総力戦で全ての国家エネルギーを消耗した上での敗戦下の日本では、電気、ガス・・・等などはおろか、食糧難で日々死者までが続出している様な戦後一年以内の特別で特殊な異常事態状況の中で、ポツダム宣言をベースにした、ＧＨＱ日本占領下の政策としての憲法改正草案作成であった。  
■ＧＨＱ占領軍民政局・局長ホイットニー将軍、次長ケーデス大佐等などの進駐軍のニューディラー達が、マッカーサー・占領指令・改憲指令・いわゆるマッカーサー・メモをベースに、ケーデス以下のＧＨＱ米民政局の一部が、東京の「新橋第一ホテル」に集まり、１９４６年２月４日から１０日までの１週間で、日本国憲法草案を作成し、１１日にプリントし、当日にマッカーサーの了解サインをもらい、翌日の２月１２日に日本側・吉田外務大臣、憲法担当の松本国務大臣に英文で書かれたものを手渡されたのが「日本国憲法改正草案」でありました。  
２月１９日に日本国の外務省が日本語にあわただしく翻訳して初めて日本語の「日本国憲法改正案」が出現したのであります。極端なタイムスケジュールは、マッカーサー・ＧＨＱが、２月２６日に予定されていた「戦勝国による対日理事会」（ワシントＤＣで行なわれる）に合わせての，日本占領政策主導権獲得へのマッカーサーの先手必勝作戦で有ったのであります。  
■６５年前に誕生した日本国現行憲法は、その出生の由来からして奇妙なものでありました。何時＝占領下（日本に主権が不在であった時期），誰が＝マッカーサーとケーデス民政局により作成、如何なる内容＝ポツダム宣言１３項「軍隊の・無条件降伏」文として。等など・・・。少なくともマッカーサー改憲原案は占領憲法＝占領下特別法令で有りました。日本国憲法は、「占領下特別法令・占領憲法」と「日本国憲法」との二つの性格が「ゴチャ・ごちゃ」になっているところに大きな歪・ヒズミと矛盾が内在しているのであります。最後までマッカーサー指令通りに、「占領下特別法令・占領憲法」に徹すれば、「自衛の為にも交戦権を禁示」、「陸海空の軍備の完全破棄」で、あらゆる「戦争放棄・自衛の為の戦争をも放棄」なのでありました。事実マッカーサー・メモの憲法改正指令文（ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ）ではこの様に書かれていたのでした。（後日・１９７９年に米国占領資料館で江藤淳教授が発見する）  
■憲法草案を作れとのマッカーサー指令「マッカーサー・メモ：ＴＯＰ　ＳＥＣＲＥＴ極秘指令」の命令を受けたケーデスは、「占領下特別法令・占領憲法」でも無く、むしろ日本の民主化を図るべく考えての「日本国憲法草案」を作り上げたのでした。少なくともその様な努力をケーデスは成したのであります。その結果、ケーデスのある程度の憲法知識と常識が「自衛のための・自国の安全を保持する為にも」の条文を破棄・末梢することで、「戦争放棄、陸海空の軍備の放棄、交戦権の放棄」に関した占領下法令、が曖昧になり、中途半端になったのでありました。９条第一項と第二項の間に僅かですが齟齬・ソゴが入る隙間ができたのであります。（１９８１年古森義久・ケーデス会見記録参照・『占領史録』・江藤淳著・講談社学術文庫下卷参照』  
■マッカーサー指令のごとくに、ケーデスが「自衛の為にも・自国の安全を保持する為にも」の語句・条文を破棄しなければ完全な「占領下特別法令・占領憲法」になっていたのです。完全な戦力放棄であり、完全な交戦権放棄であり、完全な戦争放棄でありました。この場合はケーデスの責任は「占領が終焉し、日本が独立した時は、５年以内に再度日本国民の手で『独立日本国憲法を改正・制定すること』等の条文を占領憲法・占領法令に銘記すべきでありました。ケーデスは勝手に「自衛の為にも・自国の安全を保持する為にも」の条項を自分勝手に、「カット・破棄」すべきではなかったのでありました。「占領下特別法令・占領憲法」に徹すべきであったのでした。  
■正当でまっとうな考えを持てば、日本人不在の中で、日本敗戦焦土の中で、日本国の伝統や文化や礼節を相続しなければならないはずの「日本国憲法草案」を作るには、異国人が、戦勝国人が、日本語も出来ない自分たちが、１週間でウイスキーを飲み飲みしながら、突貫工事で、日本国憲法を作成すべきではない事を認識して、ケーデス民政局は「占領下特別法令・占領憲法制定」に徹すべきでありました。  
彼らには「占領下での特別法令・占領憲法」制定は出来ても、言葉も文化も日本に来た事も無かった日本国の憲法を、この戦後の非常時に作成すべきではない事の認識、常識が欠けていたのでした。憲法、民主憲法の原則からしても、彼らには「占領下特別法令」以外は許されていなかったのであります。  
■日本国憲法を民主憲法と名乗りつつ異国人が、敗戦の占領下の非常時日本、東日本大震災以上の国家災難非常時に「日本国憲法」等制定することが、罰あたりの、反民主主義の独裁行為であったのでした。  
こんな民主主義等あってはならず、民主憲法などとは口が裂けても言ってはならないでしょう。むしろ「占領憲法・占領下特別法令」に徹しなかった為に、憲法の第９条の持つ「あいまいさ」理解不能な「いい加減さ」、はこの「ケーデスの中途半端」に由来しているのであるのです。でたらめ・あいまい・中途半端な『憲法第９条』・「戦争放棄・戦力の放棄・交戦権放棄」になってしまいました。占領憲法としても失敗であり、ケーデスが余計な事をしたので「民主的な日本国憲法」としても失脚で有りました。

■『吉田茂回想１０年』によれば、民政局ニューディラーの多くが共産党、共産党とまでは言えなくともそれに近い連中がほとんどで、彼らは「マルクスやレーニンが言われた様に暴力革命無しで、日本国の共産革命ができると、本当に信じていたのである」と吉田茂証言記録を残しています。「民政局日本国憲法改正試案には私有財産否定の項目」・「社会主義憲法項目」までが書かれていたとの証文を私も読んだこともあります。  
■ケーデスのどっちつかずのあいまいな善意？と決断の欠如がその後の「日本国憲法第９条」の「あいまいさ」と「解読不可能」（１９５９年砂川判決・最高裁）な異例で異常な「戦争放棄条項」として、６５年間も日本を苦しめる事になっているのであります。後日「戦後民主主義」の代表的な人物の一人・進歩的な文化人・大江健三郎のノーベル賞受択演説が『あいまいな日本と私』とのテーマだった事はお笑いとでも言えましょう。

**憲法改正に関しては、前提に二つの事が重要であります。**

**第一は「国民投票法制定」であります。**これは安倍総理の時代２００７年に国会を通過して法律になっているので、安倍晋三総理の歴史的にやり遂げられた偉大な仕事でした。

**第二は、憲法第９６条「憲法改正に関する改正案」を先行修正であります。**まずは、この件だけの「憲法修正」を行なうべきでありましょう。（米国では憲法改正はしないで、憲法修正を行なう事にしている。改正は、全面改正・事実上現行憲法の『破棄』を意味している）これは国民の理解が得られやすく、これにまで反対する人物が、思想的に反改憲勢力である事が白日のもとにさらされるからであります。ポツダム勢力はあぶり出されるでしょう。こんなこと・９６条改正まで反対する連中は、特殊な人物であります。

**９６条改正案＝９６条修正案に関して、**

**■第一の現行憲法９６条は、**

①この憲法の改正は、各議院の総議員３分の２以上の賛成で、国会がこれを決議して、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の行われる投票に於いて、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経た時には、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、ただちにこれを公布する。

**■第二の「憲法９６条改正・読売改正試案」は、**①この憲法の改正は、改正案につき、各議院の在籍議員の３分の２以上の出席により、出席議員の過半数での賛成で決議し、国会がこれを発議し、国民に提案して、その承認を得なければならない。  
②前項の規定にかかわらず、この憲法の改正は、改正案につき、各議院の在籍議員の３分の２以上の出席で、出席議員の３分の２以上の賛成で可決する事により成立する。  
③第一項の承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の最行なわれる投票に於いて、有効投票の過半数を必要とする。  
④第一項又は第二項の憲法改正案は、国会議員又は内閣が提示する事ができる。  
⑤第一項の承認を経た時は、天皇は、国民の名で、直ちにこれを公布する。

**■第三の「憲法９６条改正・自由民主党試案」は、**①この憲法改正は、衆議院又は、参議院の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票に於いて、その過半数の賛成を必要とする。  
②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。  
★安倍内閣の「憲法改正に関する国民投票法案」に次いで、第二作戦は、９６条改正が急務であり、「平成新憲法制定に先行」すべき、憲法の改正「修正」であります。緊急の先行課題であり、自民党政権ができたら必ず「９６条改正」を絶対に成し遂げるべきであります。私は、「自由民主党案」がベターだと考えますが。どちらでも大きく前進ではあります。

**追記**

**憲法第９条・読売改憲試案・批判**  
第１１条（戦争の否認、大量破壊兵器の禁止）  
★１１条は「戦争放棄」のポツダム無条件降伏・ＧＨＱ占領憲法の精神がそのままであります。第一項の本当の意味が理解できていない。合わせて、第二項は「非核三原則」に立脚していると考えられます。憲法でもなく、法律でもなく、国是でもなく、「国是のようなもの」・（内閣法制局見解）である「非核三原則」は、破棄が正しいのであり、憲法に入れるなどと言う事は、安全保障の専門家で有れば、「ゼロ点もの」であり「ルーピー」であります。こんな条項をも憲法に入れる先進国はないでしょう。  
■憲法改正の主張を掲げた、渡辺恒雄・読売までもこの様な「ルーピー９条改正草案」を掲げているとは不思議であります。憲法に核廃絶を掲げてしまっては、御仕舞いでしょう。一気に抑止力を無くしてしまい、侵略されかねません。安全保障の基盤は、同盟関係の構築であり、自主的な抑止力、軍事力の確保にあります。どちらも核兵器が抑止力の中核になっているのが現状であります。左翼的な学者が読売改憲案を作成したのかも知れません。これでは、「核の傘」も問題になり、自主国防の道を閉ざし、抑止力を最低にしてしまう、馬鹿げた改憲試案であります。

**憲法第９条・自民党改憲試案・批判**

■★第９条に関しての自民党改憲試案は、あれ程戦後日本を苦しめた、第一項がそのまま何故か存在しています。「第９条は白紙撤回すべきであります」戦争放棄条項を破棄して「安全保障条項」に代える事の意味は、基本的には「現行憲法第９条白紙撤回」からの出発で有ります。安全保障の基本は「抑止力の構築」であります。平和条項で始まり、第一項を残すなどとは、自民党改憲試案は、現行憲法の指向と大同小異であります。★おまけに、第一項の理解が不十分であります。第一項は本来の原文には、「自衛の為の戦争も・自国の安全を保持する為にも」戦争を放棄し、陸海空の戦力放棄を意味し、交戦権を放棄していたものであり、ポツダム１３項とＧＨＱ対日占領政策に立脚したものでありました。マッカーサーはさらにクドク「自衛の戦争放棄・自国の安全の保持の為にも」の条文をダメ押しに加えてあったのでした。  
この点をケーデスが破棄・カットしたのでしたが、９条全体の文章の趣旨を変更できなかったのでした。第二項がダメだと１００％の人は言いますが、第二項は「前項の目的を達する為に」と期されています。第一項が問題であるから、第二項が問題なのであります。第一項も第二項と同じく「白紙撤回」にすべきなのであります。異常な読売試案よりはベターでありますが、「憲法第９条白紙撤回」の「安全保障条項」に聖別されていない自民党改憲試案も５０点であります。読売憲法改正試案はダメで２５点も挙げられません。

**憲法第９条を「白紙撤回」せよ！「火葬の儀式」が必要である！**

■★憲法第９条第一項は日本の安全保障を脅かしてきた、戦後最悪の「政治的原罪条項」でありました。日本の安全は「日米安保条約と自衛隊と日本海と太平洋の海洋」が守って来たのです。憲法第９条はいちいち書ききれない程の罪悪を日本に残した犯罪的な最悪条項でありました。憲法第９条は政治的な日本の原罪なのであります。左翼的な人物が「反戦平和・非武装中立」自衛隊憲法違反、日米安保反対等などの左翼的な左翼平和運動や、ＧＨＱ検閲と反日思想誘導の「反愛国・反日、戦後民主主義」を掲げた、民政局カイライ者、第五列とも言われる「進歩的文化人」達に徹底的に悪用されて来たのでが、ＧＨＱ民政局・日本国現行憲法でありました。憲法第９条は日本国内の３８度線になり、改憲保守勢力と反改憲左翼進歩的文化人勢力に日本を分断して来たのでした。反改憲集団にいた「日本社会党」も、一時期は衆議院だけで１４０議席程を長期にわたり維持してきましたが、現在は数人であり一ケタになってしまい、まさに幕引きの時を迎えています。

■憲法をだい９条を「白紙撤回」し、立派な「安全保障条項と入れ替える」のが、憲法第９条改正の正攻法であります。第一項をそのまま許すべきだと言いつつ、これを改憲試案に残そうと言う連中が少なくないのですが知恵おくれでしょう。もう一度勉強しておのれの無知と恥を知るべきでしょう。９条第一項は破棄であり、「白紙撤回」にすべきであります。このことの理解が曖昧であった事が憲法改正を遅らせ先送りしてきた最大の悪因で有ります。日本国憲法第９条改正と言う事は、現行憲法の前提を正当なものとして初めてなされるものであります。憲法だい９条の前提は、「あらゆる・戦争の放棄」であり、あらゆる「交戦権の放棄」であり、あらゆる「陸海空の戦力放棄」であったのであり、無条件降伏に起因している事は１００％間違いがありません。

■ポツダム１３項とＧＨＱが本籍のような憲法が、現行日本国憲法だい９条に「怒り」と「気合い」を打ち込んで「愛国の拒否権行使」を決行し、戦争放棄条項を「白紙撤回」し、「安全保障条項」へと、憲法の本籍の転換、いかがわしき出生の秘密を白日のもとにさらしだして「出生の由来からの血統転換」本籍転換をはたして「真正の日本国憲法・安全保障条項」にする事が、「憲法第９条の白紙撤回」と「安全保障条項銘記」こそが「真の独立闘争」としての憲法改正であります。

■また憲法第９条により日本の平和が守られて、経済繁栄がなったとの「朝日新聞論理」が、間違っていた事を証明するのは大変ですが改憲運動は、「反改憲の朝日新聞の間違い」を日本国民に知らせる国民運動になるでしょう。朝日と毎日、左翼日教組、左翼民主党・・・の、「ポツダム１３項・勢力」ＧＨＱ占領軍勢力と「自主憲法制定・改憲独立勢力」との戦いであります。「真の独立国家」の理解と「独立闘争」なのであります。カギは憲法第９条の「白紙撤回」と「安全保障条項入れ替え」であります。

■自衛隊と日米安保条約を何とか、理屈をひっくり返しても、正当化する為に、歪曲し、意図的に「第一項を、侵略戦争禁止条項」として無理な暗黙の変更解釈をしてきたのであります。「自衛の為にも・自国の安全を守る為にも」・「戦争放棄」することの決意と誓いが本来の憲法第９条の書かれた意図で有りましたのに。ケーデスの秘密の「破棄行為」によって多少あいまいになっただけで有ります。

■この狂った条文にいまだにこだわる連中は、この狂った条文の「歪曲解釈」で、国家の安全を守って来た歴史があるので、簡単に白紙に戻せないのでありましょう。頭までが悪しく洗脳されているのです。占領時代にのみ通用する、「占領法令」が憲法第９条なのであります。  
憲法第９条第一項は、幣原も吉田茂両首相も、ダグラス・マッカーサーもそして砂川判決も百里基地判決も長沼ナイキ裁判も皆皆「自衛の為にも戦力放棄」の判決が出されて来たし（「自衛隊・日米安保条約違憲判決」）、１９５９年の「統治行為論判決」・砂川最高裁判決でも「自衛隊・陸海空戦力保持・日米安保条約・交戦権」等は「合憲とは言えない」と判決、判断をしているではないですか。これらは「積極的には違憲とはいえない」との判断で有りました。これを「白紙撤回」できないとは恐るべき知的怠慢であります。日本国憲法第９条は、ドイツ憲法のように「侵略的戦争の禁止条項」に簡潔に集約すべきなのであります。

**憲法第９条第一項・項目・徹底批判！**

■「・・国権の発動としての戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」

■★「国権の発動のない戦争は絶対にありません。■自衛の為の戦争こそ国権の発動なのであります。★少なくともマッカーサー憲法草案・メモには「自衛の為の戦争をも放棄せよ！」が第一項であったのであり、第二項は・「前項の目的を達成する為にと銘記されているではないか。★マッカーサーは「くどくも・ダメ押しに」・「自衛の為にも・自国の安全を守護する為にも」の文言を書き加えて、「あらゆる全部の戦争の放棄」と「交戦権の放棄」を銘記していたのです。■国権の発動としての戦争は「自衛の為の戦争放棄」に主体が置かれていたのであります。

■後になり大変な事態・朝鮮戦争勃発等・に直面し、解釈を逆さまにして、憲法は自衛権を否定していない。国家には自衛権があり、「警察予備隊」は憲法上許される。とマッカーサー自ら解釈偏向・変更の第一歩を踏み出したのであります。■政治的で、革命的な解釈変更をセッパつまって仕方なく決行したのであります。

■自衛の為の戦争こそ国権の発動としての戦争の最たるものであります。本来的には、「自衛の為の戦争放棄」の誓いと決意であった、憲法第９条第一項こそ最優先して破棄すべき条項であります。■吉田・幣原・首相の国会答弁は「自衛の為の戦争放棄を明言し、国権の発動としての戦争には、自衛の為の戦争放棄」が含まれていると明言されています。第一項をそのまま残した憲法改正にはほとんど意味がないでしょう。

■★武力による威嚇が無ければ「抑止力」が持てないでしょう。これを・★武力を永久に放棄する」等の意図は、私から見れば「狂っている」事なのであります。★紛争の多くが「国際紛争」なのであります。日米安保条約下での★「集団的自衛権行使」も国際紛争解決に関係します。★「紛争解決」には武力が必用であり、★「紛争抑止」こそ「防衛力・武力」が必用であります。

■戦力・武力とは基本的に自衛権行使の為のものでしょう。この戦力・自衛の戦力を「永久に放棄するのであります」。まさしくこれは憲法第９条第一項こそが「ポツダム宣言１３項・無条件降伏」の誓いであり「反安全保障条項を意味」しているのであります。ＧＨＱ改憲草案の思想であります。

■★自民党もこんな情けない改憲草案を掲げているようでは、解散、解党すべきでしょう。だから１９５５年から今まで立党の使命に掲げてきたのに、５５年以上も改憲出来なかったのであります。情けない事であります。第１項を残す考えは破棄すべきであり、腐っています。悪法に対する敵愾心の欠如であり、闘志の欠如下腐った考えであります。

**■★「９条の白紙撤回」と「安全保障条項改編」の戦いこそが、「ポツダム体制打破と日本の真の独立」を戦う者の決意でありましょう。**